

平成 2 9 年第 9 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	小原正彦君	3番	鈴木正洋君
4番	内田清文君	5番	泉美和子君
6番	森元淑雄君	7番	高山茂雄君
8番	細井邦男君	9番	熊谷良夫君
10番	伊藤福章君	11番	鈴木良勝君
12番	村田薫君	13番	藤原政春君
14番	深澤均君	15番	熊谷隆一君
16番	澁谷俊二君		

欠席議員（1名）

1番 深沢義一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	西鳥羽裕君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋圭子
主査	高橋洋子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） 1番、深沢義一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

(12番 村田 薫君 登壇)

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項の1つ目、河川の堆積物の除去を。

7月22日、23日、8月25日の大雨により、町内一部の河川が増水し、町民の方々が施設に避難をしました。当町を流れる主要河川の改修はほぼ全域にわたり終了しているものと思っております。数年前からこれらの河川の底に堆積物が増えまして、水の流れがかなり悪い状態が目立つようになりました。六郷の四ツ屋、妻の神地区、または仙南の橋本地域では顕著に見られる状態になってきております。

町では、国または県が管理するこれらの河川の豪雨による災害防止の治水対策として、堆積物の除去を積極的に働きかけるべきと思うが、町長の所見を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

河川堆積物の除去についてですが、河川には1級河川、2級河川、準用河川、普通河川の種別があります。町内には11の1級河川があり、その管理は県が行っております。また、1級河川以外に町内には20河川あり、それは町が管理しておりますが、そのうち19河川は砂防指定されているため、砂防に関連して県と協議、要望等をしながら管理に係る対応を行っているところです。

そうした中での堆積物のしゅんせつや伐木についてですが、町内の河川は県の管理、あるいは砂防に関連して県と協議等を行っている河川がほぼですので、その対応についてもこれまでは基本的に県に対応を要望する形で管理してきております。

具体的には、町内の河川愛護会や地域住民からの要望、あるいは現地調査を踏まえ、年1回、県及び地元選出県議会議員に対して書面での要望書を提出しているほか、豪雨時のパトロール等を踏まえ、口頭で迅速な対応要望を行っております。

その結果、県からは順次対応をしていただいているところで、具体的には、平成25年度に5河川、平成26年度に4河川、平成27年度に5河川、平成28年度に6河川、平成29年度では2河川でしゅんせつ、伐木を実施していただいております。

このように、議員がご質問のしゅんせつ等については、町としては適宜働きかけをしておりますことと県としても一定の対応をしていただいていることにご理解をお願いいたします。今後につきましても、引き続き積極的に要望を行ってまいりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

なお、ご質問でご指摘のありました具体箇所についてですが、湯田沢川の六郷四ツ屋地区については、町管理の河川ですが砂防指定区域内ですので、改めて県と協議し県に対応を要望するとともに、県の対応が難しい場合、町単独での対応を検討してまいります。また、丸子川の六郷妻の神地区については、県管理ですので、県に迅速な対応を改めて要望してまいります。また、出川の橋本地区については、県管理で、今年度橋本橋付近を施工予定である旨、伺っているところです。以上です。

○議長(澁谷俊二君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

次の質問に移ります。

○12番(村田 薫君) 質問事項2つ目、熊被害の対策はというところです。

町長が招集の挨拶でも若干触れられておりましたが、昨年からことしにかけて、熊の

被害が県内でかなりの数報告されております。美郷町内においても、私、ここに「人的被害は全くなかった」と書いておりますが、何件かあったように記憶しております、ここはちょっと文章訂正をお願いしたいと思います。人的被害も一部はあったということでした。

また、果樹への被害はかなり著しい状態でありまして、7月の果樹パイロット事業をしている金沢東根の川端山の桃の被害を皮切りに、8月から9月にかけて、六郷荒川地域のリンゴ園では、わせの主力品種である津軽が20箱分ほど被害に遭いまして、ことしは全く収穫できなかったとのことでした。果樹の場合は、実だけの被害に遭うのではなく、枝から木全体に被害が及び徐々に実がなくなるといふかなり深刻なものでありました。

動物専用の共済保険というのがありますけれども、自然災害の掛金よりもかなり高額で掛けても採算がとれなく、加入する果樹農家の方は今のところいないというのが現状でした。今後、もっと大きく人的被害のことが懸念されるところでありまして質問に入っていきます。

質問1つ目、猟友会との連絡体制、鳥獣被害対策実施隊の人数と捕獲用おりの数は十分なのか。

2つ目、熊の出没については、防災用無線で注意喚起の放送がありますが、室内にいた場合、音声がなかなか聞き取りにくいこともありまして、これに緊急告知ラジオの作動はできないものか。

これらについて、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、今年度の熊の捕獲については、行政報告でも触れましたが、11月末時点で13頭を捕獲しております。地域別内訳としては、千畑地区9頭、六郷地区4頭となっております。ご質問にありました金沢東根川端山付近では、捕獲おりで2頭を捕獲しましたが、六郷東根荒川地区では8月12日から10月9日まで捕獲おりを設置したものの捕獲には至っておりません。

ご質問の1点目、鳥獣被害対策実施隊である猟友会との連絡体制やその人数、おりの数についてですが、連絡体制については、常時、猟友会の代表者と携帯電話で連絡をとれる体制としております。農作物等への被害の連絡があれば、直ちに地区ごとの猟友会代表者に電話連絡し、一緒に現場の状況を確認するようにしており、その確認を踏まえて捕獲すべきと判

断した場合は速やかに県からの捕獲許可の手続をとり、捕獲おりを設置しているところです。

また、目撃情報についても、まずは役場職員全員がメールによる情報共有を行うとともに、必要に応じて担当課から所管施設に連絡を入れております。さらに、学校や認定こども園については、安全・安心メール連絡システムを利用し、登録している保護者に対して注意喚起の情報提供をしているところです。あわせて、住民に対しては、議員がご指摘のとおり、防災行政無線による注意喚起を行うとともに、警察や猟友会と連携の上、パトロールを行い、万一に備えております。

次に、猟友会の隊員数ですが、平成26年度までは31名おりましたが、現在千畑地区12名、六郷地区9名、仙南地区6名の合計27名です。平成29年度から3地区の猟友会が統合して美郷地方猟友会となり、全員が鳥獣被害対策実施隊員として活動していただいております。隊員が高齢化してきていることから、今後の活動に支障を来すことも心配されるため、町では今年度から新たに狩猟免許新規取得支援事業を実施し、狩猟免許取得に関する経費のほぼ全額を補助しているほか、県でも猟銃の購入に対する補助制度を設け、隊員の確保を図っているところです。その結果、町では現在まで4名から問い合わせがあり、うち1名は既に狩猟免許、銃の所持許可を取得し、猟友会に加入しております。残りの3名については、現在、免許等の取得に向けて取り組んでいると伺っております。

最後に、捕獲用のおりについてですが、平成28年度に2基を追加し、現在7基を所有しております。おりの数が多いほど捕獲の効果が高まるわけですが、おりの設置、移動、撤収、そして設置期間中の毎日の見回り、餌の交換など、全て免許のある隊員によってなされなければならない、猟友会との意見交換では、現在の活動隊員数では7基程度が限界との認識で、やはり今後の隊員増加が必要と考えております。

ご質問の2点目の緊急告知FMラジオでの放送ですが、委託先となっている株式会社エフエム秋田とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しており、Jアラート全国瞬時警報システムの情報によるものや地震・豪雪・風水害など自然災害に関する避難勧告等について放送する旨の協定を締結しております。そうした協定内容となっておりますのは、FM放送そのものが県内全域で受信可能で、美郷町民のみならず地域外の方も放送を聞いているため、FMという公共電波として緊急放送にふさわしい内容か否かが求められるためです。したがって、町民の生命に関する緊急な内容でありませんと頻繁に放送できないということとなります。

そのため、今回ご質問の野生動物に関する目撃情報等に関連する注意喚起などについては、基本的に協定内容に含まれていないことにご理解をお願いいたします。

なお、議員がご指摘のように、町の防災行政無線は住宅の気密性の向上等により、屋内で内容を聞き取りにくいお宅が増えていることも承知しております。そのため、直近の放送内容が電話でも確認できるよう、防災行政無線確認ダイヤルを設置しておりますので、その活用について一層の周知に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで12番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に従い、2つの問題について一般質問いたします。

はじめに、国民健康保険税について、負担軽減の立場から算定方式の見直しに対する見解をお伺いいたします。

国保税が高くて支払いが大変であり、ぜひ負担を軽減してほしいという声は、依然として強いものがあります。低所得者が多く加入し、保険税が高過ぎるといふ国保の構造的な問題解決のためには、国による財政支援の強化が第一ですが、同時に、固定資産税に基づく資産割や、人頭税型と批判のある均等割などの算定方式の見直しが必要と考えるものです。

資産割については、住んでいる自治体の固定資産税だけが賦課対象となり、他の自治体分は対象外であることや、居住用資産等のように収益性のない土地建物の固定資産にも賦課することになるなど問題点があり、二重課税感があるという声も出されています。県内では、資産割のない3方式を採用している自治体が4方式採用より多いわけですが、来年度からの広域化で統一されるのかどうか伺います。生活実態に合わない国保税を生み出す一因となっている固定資産税に基づく資産割を廃止して3方式にすることについて、町長のお考えをお伺いいたします。

均等割は、子育て世帯など、家族の多い世帯の保険税が高くなる要因です。子育て支援に逆行すると指摘する声もあります。全国では、子育て世帯の均等割を独自軽減している自治体があります。旭川市では、子供の均等割を半分に軽減しています。また、北九州市でも、多子世帯の子

供の均等割の軽減を行っています。子供の均等割の軽減については、国保改革における国の検討課題となっているとのことですが、子育て支援の立場からもぜひ国が実施するよう求めていくとともに、町独自でも実施し、国保加入者の負担軽減を図るよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の国民健康保険税の賦課については、県内市町村のうち14市町村が均等割、平等割、所得割の3方式を採用しており、10町村が資産割もある4方式を採用しております。また、平成30年度から実施される国民健康保険制度改革においては、標準保険税率が示されることとなっており、秋田県においては資産割のない3方式を採用することが決定しております。

今後、標準保険税率を踏まえた賦課方式については、各市町村に委ねられることとなっておりますが、県から示された標準保険税率が3方式であることから、全県的には3方式を採用する市町村が多くなるものと見込んでおります。

美郷町としても、県の提示を踏まえて、基本的に資産割のない3方式にすることを検討しておりますが、激変緩和の観点も必要と存じ、現在、資産割を段階的に引き下げていくことを検討しております。その引き下げ方や期間など具体的な内容は、今年度の所得税申告が終わった後、その状況を踏まえて決定していきたいと、来年の6月定例議会までにその具体策をお示ししたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、資産割を段階的に引き下げることは、所得割を段階的に引き上げることとなります。あわせてご理解をお願いいたします。試算をしてみますと、平成29年7月の本算定の数字を用いますと、資産割を廃止してその分を所得割で賦課した場合、税率として医療分が現行の6.6%から8.1%、支援分が2.7%から3.4%、介護分が1.7%から2.0%となり、所得割の税率は現行の11.0%から13.5%程度になるとの結果でした。

次に、国民健康保険税の子供の均等割の軽減についてですが、国民健康保険の均等割保険税は、加入者一人一人に均等に課税されており、家族に子供が増えると保険料の負担が増える仕組みとなっていることは議員がご指摘のとおりです。しかし、現行の制度では、低所得者の均等割及び平等割の7割、5割、2割を軽減する措置があり、平成29年度の本算定では、加入する2,990世帯のうち1,763世帯、59%の世帯がいずれかの軽減措置の対象となっております。さらに、平成29年度の税制改正では、5割及び2割の軽減判定の基準が引き上げ

られ、加入者の負担軽減がさらに図られているところです。

さて、ご質問の子育て世帯の均等割の軽減についてですが、国民健康保険に加入している子供のみを対象に均等割額を軽減することは、議員がご承知のとおり、現在制度化されておりませんし、秋田県内で実施している市町村ありません。また、全国的にも実施している市町村は、先ほど議員が例示を挙げられましたが、ごくわずかなことから、現在のところ町として独自に軽減策を講ずることは考えておりません。ご理解をお願いいたします。

なお、町としては、福祉医療制度による子供の医療費助成などにより、子育て世帯への応援を実施しておりますが、今後もそうした制度を適切に展開し、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 子育て世帯の均等割についてですけれども、実施しているところはまだまだ少ないわけですが、質問でも言いましたが、国と地方による国保改革の検討をしている議論の中で、今後廃止とか軽減策を検討していくというふうなことになるように伺っております。そして、全国知事会などでも、ぜひこれを子育て支援などの立場から国に対してこれを実施するべきだと提言をしているということも報道されております。

そして、そういうことを踏まえまして、なかなか町独自で最初にやるというのは、これまでの経緯を見ても大変難しいことだとは思いますが、いろいろな子育て支援の一環として他の自治体に先駆けてぜひ実施していただきたいものだなと。いつも子育て支援の質問などで言っていることですが、美郷町に行ったら子育て支援しやすい、そういうふうなまちづくりの一環としてもぜひ今後検討していただきたいということについて、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、国と知事会、あるいは国と関係団体の議論がそうした展開に現在あるとするならば、なるほど町が単独に早計に実施するべきではないというふうに思いますのでご理解をお願いいたします。

また、子育て環境については各般にわたる環境整備に努めており、一点についてのみよいから美郷町の子育てがよいということではなくて、子育てをするさまざまな公共施設も含めたあまたの環境が整っているということで私どもとしては選択していただきたいというふう

に思っておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 子供の医療費無料化の拡大について質問いたします。

子供たちの命と健康を守り、子育て世帯を応援する施策として子供の医療費無料化が中学生まで拡大されたことについて、お母さんたちからは大変喜ばれています。全国的には既に18歳高校生までの無料化が広がっているわけですが、昨年秋田県が中学生まで無料化したことに伴い、県内でもさらに18歳高校卒業年齢まで拡大した自治体が広がっています。高校生を持つ世帯は、教育費や部活などの費用を初め、家計の負担が大きくなる世帯です。低所得層にとっては、中学生まではあった就学援助もなくなり、家計の負担が一気に増えるときです。子育て世帯の負担軽減、子供の貧困対策からいっても、子供の医療費無料化を18歳高校卒業年齢まで拡大することは重要な施策になると考えるものです。ぜひ当町においても実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

また、全国知事会でも提言しているように、国に対し国による子供の医療費無料化制度創設を町としても求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、福祉医療制度による子供の医療費助成については、給付及び事務に係る費用の2分の1を県、残りを市町村が負担する形で実施しており、平成28年8月に対象者を中学生まで拡大しております。

町では、県の補助要綱で所得要件により非該当になる乳幼児、小学生に対しても、町単独の制度により全額助成をし、中学生に関しては、1レセプト当たり1,000円を上限とした負担はあるものの、こちらも全員を制度対象とし、医療費の自己負担分の軽減を図っていることは議員をご承知のとおりです。

18歳までの医療費軽減についてですが、平成29年4月現在において実施している市町村が県北地区に5市町村ありますが、所得制限など基準がそれぞれの状況となっております。それ以外の市町村では実施していないわけですが、仮に18歳まで拡大して実施した場合、一般財源でその財源手当てをすることが必要になることに加え、地方単独措置による子供に対する医療費の助成に関する国庫負担の減額調整措置により、国から交付される国民健康保険の

療養給付費負担金等がさらに減額されることから、財政的にはマイナス影響を受けます。

そうしたことも勘案しますと、議員がご質問の18歳までの医療費無料化につきましては、想定される影響等を鑑み、義務教育を超えて支援することの目的や効果、また子育てに関する全方位的な支援状況を含めて十分に整理、検討した上で、町単独事業としての実施の是非について慎重な議論が必要なものと存じます。したがって、現段階においては早計に判断を下さず、ご要望に係る国や県、他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、国による子供の医療費助成制度の創設に関しましては、既に全国町村会で各都道府県町村会からの意見を踏まえ、国に対して地方単独事業の子供への医療費助成に関する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を早急に全廃するとともに、国の制度として子供の医療費無料化を実施するなど、適切な措置を講ずるよう要望しているところです。町としては、こうした動きを受けとめ、今後も町村会等を通じて国への要望を意識してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） おはようございます。

通告に基づき一般質問をいたします。

私は、美郷町を説明不要の町にしたいと思っております。町外の人に美郷町を説明するとき、大曲の横ですとか、横手の北などと説明することなく、美郷町と言った場合、県外の人からも知っていますよ、いいところですねといった答えが返ってくるような町にしたい、私はこのように思っております。こういった観点から今回は2つの質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1つ目です。地域消費の拡大とキャッシュレス化推進のため、電子地域通貨の導入を。

美郷町にある商店が抱えている問題として、町外への消費流出が上げられます。大曲や横手にある大型店などへ自家用車などで買いに行く人は大変に多いと思います。また、最近、ネット通販の普及により、県外の小売業者から直接購入する機会も増えています。町は地販地消を推奨

してはいますが、大きな成果は上げられていないのが実情だと思います。

消費流出を防ぎ、地域経済の活性化が図れることから、最近再び注目を集めているのが地域通貨です。今からおよそ15年以上前、六郷町が導入した「ユウちゃん」と呼ばれる地域通貨がありました。あの当時とは違い、最近の地域通貨は、IT技術を活用した電子地域通貨に進化しています。スマートフォンを使った決済が可能で、導入にかかるコストも安い先進的なシステムがいろいろと開発されています。

事例を一つ挙げますと、岐阜県の飛騨高山地方で始まった「さるぼぼコイン」があります。そのシステムは、店にICカードの読み取り装置などを置く必要はなく、会計コーナーにQRコードを印刷したプレートを立てておくだけで使えるようになっています。利用者がそのQRコードをスマートフォンで読み取り、金額を入力すれば支払いは完了します。前もってスマートフォンにアプリを入れておく必要はありますが、使い方はとても簡単です。

電子地域通貨の役割には、次の3つがあると私は思っております。1つ目は地域通貨としての部分、2つ目は電子マネーとしての部分、そして3つ目としてはポイントサービスの部分です。

昔、六郷市場通り商店街では、スタンプサービスを行っていました。現在の電子地域通貨を使えば、常連客にポイントを与えるような独自のサービスを実施することも可能です。また、アプリに情報をプッシュ送信することにより、売り出し情報をクーポンの形で利用者に届けることもできます。顧客とのつながりを強める仕組みをつくるのに大変役立ちます。

そして、私が電子地域通貨の導入を勧めるもう一つの理由に、キャッシュレス時代への対応が上げられます。クレジットカードや電子マネーの普及により、近ごろは現金を持ち歩かない人が増えています。先日開かれた商工会主催による勉強会では、クレジットカードの保有率は84%、WAONなど電子マネーの普及率は81%と説明がありました。都会のビジネスマンや海外からの観光客は現金払いを不便で面倒くさいことだと感じる傾向が強いそうです。現金を使わなくてもよい環境をつくることは、今後増えることが予想されるインバウンド消費を取り込みやすくする上で大切なことだと思います。ちなみに、現金払いをする人よりもカードで支払う人のほうが消費する金額が大きいという調査結果もあります。キャッシュレス化の推進は商店の売り上げアップにもつながるということです。

キャッシュレスで面倒なく買い物ができ、町の商店で買ったほうがお得と言われるようなサービスがあれば、わざわざ町外の大型店へ足を運ぶよりも、またネットで商品を確認せずに購入するよりも買い物客には喜ばれるはずです。これから先、電子地域通貨は消費流出を防いで、地域経済を活性化させる必要不可欠なインフラとなるのではないのでしょうか。商工業者以外にも、行

政関係者、農業、消費者などの代表に声をかけ、町を挙げてシステムの導入について取り組んでいくべきだと私は考えております。この件につきまして、松田町長のご見解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

前段で、美郷町を説明不要な町にしたいということは、思いは一緒です。そのため、これまで独自性の高い、あるいは先駆的な取り組みを一生懸命やってきたのはその思いをもってですのでご理解をお願いいたします。

そこで、電子地域通貨の導入についてですが、まず、美郷町の経済規模については、秋田県市町村民経済計算によりますと、町内総生産が平成26年度で416億9,700万円と、10年前の平成16年度510億4,800万円に比べ18.3%の減少となっております。また、商業統計調査によると、小売業の事業所数が平成26年度は181店舗で、平成16年度の293店舗から38.2%の減少となっております。人口減少に加えて、議員がご指摘のとおり近隣の大型店等へ購買客が流れているものと認識しております。

こうした状況を見通した上で、平成19年には地販地消推進条例を制定し、町内の購買行動の向上を期すとともに、平成24年には地産外消という概念も付与し、町内商工業者の地域外での取引を推進してきているところです。本条例を踏まえ、町では毎年町内の購買動向を把握する調査を実施するとともに、平成27年には中小企業振興条例も定め、町内商店の活性化、商店街のにぎわいを創出することを町の産業振興の方向と位置づけ、現在のところ商店等にぎわい創出事業などにおいて、各個店同士が連携し、消費者を呼び込む取り組みなどを支援しております。

また、今年度より、町なかエリア活性化構想策定委員会を開催し、六郷地区の商店街をモデルケースとして、商店街の魅力向上や誘客に向けた取り組みについて商店主の方々と議論を重ねているところです。そうした取り組みで、新たに業を起こす起業も含めて、消費者に支持される店づくりや商店街づくりを支援してまいりたいと考えております。

そこで、議員がご指摘のキャッシュレス決済についてですが、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンアプリ等を使ったキャッシュレス決済の仕組みは、導入コストの軽減等により急速に普及が進んでおり、利用者の増加やインバウンド対応といった背景を受けて、町商工会においては、議員がご指摘のとおり、事業者向けのクレジットカード決済の導

入説明会も開催されたと伺っております。また、現在、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、道の駅や一部の宿泊施設などでも電子マネーが利用できるようで、町内の利用環境は徐々に整いつつあるようです。

しかしながら、キャッシュレス決済システムの運用にはカード会社等に支払う手数料が発生し、その負担は原則導入事業者が行うこととなります。したがって、導入の可否については、ランニングコストも含めて各事業者が負担に耐え得る購買環境の創出見通しを持てるか、十分な検討が各事業者に求められるものと思います。

また、ご提案いただいた電子地域通貨については、議員がご説明の「さるぼぼコイン」が先週から稼働しているようですが、管理運営している飛騨信用組合に確認したところ、導入に当たっては、加盟店が飛騨信用組合に新しく口座を設ける必要があるほか、スマートフォンアプリ、QRコードを活用した仕組みでICT技術等の知見が必要であるため、事業者への説明が難しいなどの課題があったとのことでした。現在、飛騨圏域全体の4.5%に当たる約100店舗が参加し、順調に稼働しているとのことでした。ただし、維持していくためには、加盟店を増やすことで利用者数を確保し、加盟店が継続的に手数料を負担することに納得できる環境を整えることが当面の課題であるとのことでした。現在は、平成30年3月末までの目標数値として加盟店500店舗、利用者数延べ5,000人に設定しているとのことでした。

いずれにしましても、このように電子地域通貨の導入については、その運営基盤となるプラットフォームが不可欠であり、その仕組みを運営する事業者のメリット、参加する商店など各事業者のメリット、そして利用者のメリットを考慮しながらシステム導入の費用対効果などを検証することが求められるものと思います。基本的に、町が運営事業者になる内容ではありませんので、今後、町商工会と連携を図りながら、運営事業者として意欲のある事業者の見通しや、商店主など各事業者の認識などを把握するよう努めるとともに、先進事例の分析など広く調査を行ってまいりたいと存じます。また、キャッシュレス決済の最新技術等についても情報収集に努めてまいりたいと存じます。

そうした町商工会との連携による見通し把握や認識把握、先進事例の調査などとは別にしまして、町としましては、現在の各種制度や検討中の町なかエリア活性化構想をできるだけ早期に取りまとめ、町内事業者の魅力向上を支援しながら、やはり町商工会と連携しながら、消費動向の町内回帰をできる限り誘導してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） お答えいただきありがとうございます。

現在、町と商工会が連携して進めている商店街の活性化策の一つとして、情報収集、検討を行っていただける一項目に取り上げていただけるということでよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町なかエリア活性化構想の中ではなくて、美郷町商工会との連携のもとでの事例調査、あるいは情報収集に努めるという内容でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） では、2問目です。

「道の駅ごさんねん」に名称変更し、後三年合戦の観光拠点となる体制づくりを。

近年、後三年合戦に対する関心が高まっています。そう遠くない将来、金沢柵も発見されることだと思います。見つければ国指定の史跡となることは確実であり、世界遺産に登録されている平泉との関連もあり、金沢地区に足を運ぶ観光客も増えるだろうと予想されます。

しかし、後三年合戦の観光スポットは陣館遺跡、金澤八幡宮、後三年合戦資料館など、その大半が横手市のほうに位置しています。残念ですが、美郷町内ではほとんど観光施設はございません。一番重要な金沢柵も横手市側で発見される可能性が高いと思います。これでは、町外の人に美郷町が後三年合戦の舞台だったと説明しても、普通の人からは理解してもらえないと私は思います。

そこで、この問題を解決するために、私は「道の駅雁の里せんなん」の名称を、「道の駅ごさんねん」に改め、観光客に対して強く印象づけていくとともに、施設内に観光の拠点となる体制を新たにつくることを提案したいと思います。

道の駅には大型バスをとめられる駐車スペースがあり、ツアーの発着点とするには最適な場所だと思います。歴史案内人を常駐させておき、観光客からの要望があれば、金沢地区にある史跡を案内して回れる体制をつくりたいと思います。

美郷町には後三年合戦に関する深い知識を持ち、ボランティアのガイドを引き受けてくださると思われる方が何人かいらっしゃいます。また、後三年合戦を題材にした昔語りをするグループもあり、観光客を楽しませるに当たってタレントに不足はないのが美郷町だと思います。

金沢地区を回った後は、道の駅にある売店や食堂で楽しんでもらいたいと思います。観光スポットは横手市にあっても、お金を落とす消費地が美郷町であれば、実利的には十分であると私は思います。

おととしから美郷町と横手市にまたがる金沢地区の住民が力を合わせて、「後三年・秋の陣」という観光イベントを道の駅で開催しております。「せんなん」という名前がつく場所よりも、「ごさんねん」という場所で開催したほうが両方の市民町民にとってお互いに納得しやすいのではないかと思います。

「せんなん」という名前を大事に思う方も多いと思います。私もその気持ちは十分に理解できます。ですが、美郷町民だけが使う仙南小学校などとは違い、道の駅という観光施設に関しては、町外の利用者のほうを向いた命名を優先すべきだろうと私は考えます。

中学校の歴史教科書にも載っている秋田県のごときは後三年合戦だけだそうです。後三年は全国の人が一度は耳にしたことがある非常に通りのいい名前だと私は思います。平安時代の歴史に詳しい平泉の八重樫志郎氏は、歴史ファンならJR後三年駅は行ってみたい場所だと話しておられました。後三年合戦を昔は後三年の役と呼んでいたため、その駅を見てみたいという気持ちになるのだそうです。JRの駅に行きたいと思うのであれば、同じく後三年という名前がつく道の駅にも行ってみたいと思うだろうと私は思います。

後三年はもともとは地名ではありません。JRの駅名は、3つあった名称の候補が一本化できなかったため、六郷の高橋軍平氏が歴史的事実に着目して命名したものと私は聞いております。後三年という名称は、いわば地域融和の象徴であったとそのように理解しております。

道の駅の名称を変えるには国土交通省への届け出が必要になるのだと思います。手間がかかることだとは思いますが、長野県などでは名称変更した事例もあると聞いております。観光振興を図る上で取り組むべき重要な課題だと私は思いますが、松田町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

旧仙南村では、横手市に隣接する山本公園一帯を、歴史的な背景を基盤にスポーツと潤いの場にするため、昭和63年から雁の里整備事業として湯とぴあ雁の里温泉、後三年スキー場整備、雁の里ふれあいの森キャンプ場などを整備してまいりました。

雁の里の名前の由来は、平安時代末期の後三年合戦の舞台となった古戦場において、源義家率いる軍勢が雁の飛び立つ様子から敵が待ち伏せしているのに気づいたという有名な雁行の乱れの言い伝えにちなみ雁の里と呼称しておりますことは、議員もご承知のところでは、

また、平成8年には、国道13号線沿いに曲がり家を移築、村内産野菜を直売する雁の里まごころハウスをオープンさせ、その後道の駅を開業するに当たり、既に直売所として知名度のあった雁の里の名称を活用するとともに、当時の道の駅が大半自治体名を冠していたため、「せんなん」としております。

そこで、議員がご提案の「道の駅ごさんねん」に名称を変更することについてですが、「道の駅雁の里せんなん」は平成16年10月にオープンして13年が経過し、各種の書籍や観光パンフレットなどに掲載されて広く定着、親しまれております。既存名称を短くするなど、基本を変えない名称変更、例えば長野県の事例ですが、であれば大きな混乱はないものと思っておりますが、根本的に名称変更とした場合、道の駅を紹介している各種の書籍や観光パンフレットなどの修正が求められるほか、カーナビゲーションを初めとする地図ソフトなどの修正も発生し、かなり大きな影響が発生するとともに、大きな混乱の懸念もあります。また、平仮名を使用するとはいえ、JR後三年駅との混同も想定され、双方の利用者に不要な混乱を与えることを懸念される所です。

加えて、町内には後三年行政区があり、現在99世帯244人の方がお住まいですが、90年以上愛着を持って使用してきた後三年という地域名称を道の駅の名称に利用する場合、後三年行政区にお住まいの方々の住民感情がいかか、その点の配慮や確認など留意すべき点があるものと思っております。

さらに、仮に名称を議員がご提案のように変更した場合、再度認知度向上を図るため、時間と労力、経費が発生するものと存じますので、議員がご提案のように変更した場合の効果のみならず、広く検討が必要と存じます。したがって、議員のご提案を否定はいたしません、現時点においては名称を変更することについて慎重を期すべきと考えております。ご理解をお願いいたします。

なお、ご提案の道の駅をツアー発着点とし、金沢地区にある史跡を案内して回る体制をつくる件については、町観光協会及び後三年合戦美郷プロジェクト実行委員会と意見交換を行うとともに、横手市の関係者と議論し検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） 通告に従いまして一般質問を行います。

「生薬の里美郷」構想について、町長に伺います。

本町は、秋田県八峰町に次いで全国で2番目に東京生薬協会と連携協定を結びました。現在、東京生薬協会と連携協定を結んでいる自治体は7つにまで増え、これからさらに増えることが予想されます。「生薬の里美郷」構想を打ち出している本町がその中で生薬の里として認知されるためには、観光資源として生薬を幅広く活用する必要があると考えます。

そこで、まずはホオノキが香木として生薬原料となる20年を一つの目安に、生薬の生産が一通りなされるであろう20年後の生薬の里美郷は、大局的にはこれを一つの夢として語っていただいても構いませんが、どのようなであると思うか、あるいはどうあるべきだと考えるか伺います。

次に、生薬による産業や観光の振興にどれほど期待しているかについて伺います。

「生薬の里美郷」構想推進事業として、1、農家の所得向上と雇用の創出を図ることを目的とした生薬生産体制の整備、2、生薬の里のシンボルとして、住民や観光客の憩いの場となる平場の森の整備、3、新たな町の特産品開発としての健康膳の普及、以上3つの柱で進められておりますが、その中でさまざまな分野の方々がかかわれるものが特産品の開発ではないかと思えます。

さらに、この特産品の開発こそが生薬の里として全国的に認知される鍵になると考えます。他の自治体の先駆けとなるためにも、現段階からさまざまな特産品の開発に力を入れてもいいのではないのでしょうか。水のきれいなところで育ったハーブというのは付加価値も高いように思いますし、ラベンダーもハーブ、生薬もハーブですので、このような観点からも有効であると考えます。

以上のことを踏まえて、例えば健康膳以外にも生薬に特化した商品、入浴剤、化粧品等の商品の開発を支援する予定はありますか。町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生薬の原料となる薬用植物の栽培については、農地の有効活用や農家の所得向上につなげ、国内生薬の安定供給に取り組むことを目的に、平成25年2月に公益社団法人東京生薬協会と「生薬の里美郷」構想実現のための連携協定を締結し、ことしで5年目になりました。

これまでの栽培状況については、カンゾウが約18アール、キキョウが約54アール、エイジツが約22アール、ホオノキは町有地に400本を植樹し、現在生薬栽培農家数は13人となっております。その収穫については、今年度乾燥重量でカンゾウが約12キログラム、キキョウが約25キログラム、エイジツが約5キログラムとなっておりますが、買い取り価格については、納入先である株式会社龍角散と株式会社山崎帝国堂と現在交渉中のところ です。

なお、平成28年度には、播種、定植、収穫、乾燥調製等、生産・出荷の拠点施設を堆肥センター敷地内に整備し、生産・出荷体制の確立にも努めているところです。

「生薬の里美郷」構想は、平成33年度までの10年間の構想ですが、東京生薬協会を初め、関係機関からの栽培指導及びこれまでの試験栽培の結果、キキョウについては来年度からの本格栽培にめどが立ったほか、エイジツについても優良系統の選抜を行い種苗の供給体制が整ったため、現在作付可能な農家の募集を行っております。なお、カンゾウについては引き続き試験栽培を行いながら栽培技術に確立に向けて努めてまいります。

今後は、来年2月ごろに栽培農家や現在薬用植物勉強会に参加している農家を中心に、薬用植物栽培研究会を立ち上げるとともに、生薬の生産、加工、流通体制を整えるため、平成30年度は薬用植物生産組合、仮称ですけれども、その設立を検討し、さらなる生産体制の充実を図ってまいります。

そこで、ご質問の生薬の生産が一通りなされるであろう20年後の生薬の里美郷についてですが、生薬需要の増加及び米の消費減少といった状況を踏まえたと、国内での薬用植物栽培は、議員も先ほどご質問で述べていらっしゃいましたが、ますます拡大しているものと想像しております。20年後のイメージとしては、農家の栽培する薬用植物が農業経営上のリスク分散を図る作物として認知され、町全体では薬用植物が一定の特色ある作物として定着、町の認知度向上にも寄与している形を想定しており、それを目指して頑張っていくことが肝要と考えております。また、そうした状況においては、栽培技術も確立して面積が拡大、安定供給と相まって農家所得の向上にもつながっているようにしてまいりたいと考えております。

また、平成26年度から植樹しているホオノキについては、議員がご説明のとおり20年後に伐採可能となるため、美郷町としての生薬の里としての特色がさらに強まるものと思っておりますし、龍角散発祥の地ということ踏まえて、美郷町の生薬原料は商品価値を高め、町の農業振興、産業振

興、観光振興にもつながっていることを期待しているところです。

次に、ご質問の2点目、生薬による産業や観光の振興、商品開発についてです。

「生薬の里美郷」構想実現のための基本方針では、生薬の生産・出荷体制づくり、生薬の里美郷のイメージづくり、生薬を活用した交流プログラムづくり、生薬植物を活用した特産品づくりの4項目を掲げ、その実現により、農業分野のみならず、商業分野、観光分野への波及によって町活性化を目指すこととしております。

そうした観点では、既に町有志の団体「みさとやくみぜん」により、薬用植物を含めた地元産の農産物、食材を用いた料理の提供に向けた活動がスタートし、町としてはこうした活動を支援するとともに、平成29年7月には美郷薬味膳料理認定制度を設け、現在認定店の拡大や普及活動に取り組んでいるところです。

また、健康膳以外の商品開発支援については、町の補助事業として、美郷町特産品開発事業補助金を設けており、美郷町内の産品にこだわった商品の開発、研究などの特産品の振興を目的とした事業に対して補助金を交付しております。さらに、平成29年10月には中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律による地域産業資源として薬用植物の指定を受けており、国の制度を活用した商品開発、販路開拓等における支援も受けやすい環境を整えているところです。

現在、今年度収穫したキキョウを活用し、農産加工品の商品化に向けて、漬物の試作を行っている農家もあり、こうした取り組みに対応するため、美郷町農産加工品販売活動支援事業補助金として、町内産加工品を販売拡大するための機械設備導入に対する補助制度も設けているところです。

今後は、生薬を活用したさまざまな商品開発等の可能性があるため、こうした制度を活用していただき、新たな開発を支援してまいりたいと考えております。

なお、議員がご提案の具体商品については、現在のところ取り組んでいる方がいらっしゃいませんが、取り組み意欲を喚起しながら、町としては積極的に支援してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 質問2つ目、観光行政における官民の連携について町長に伺います。

交流人口の増加に加え、観光客に長時間滞在してもらうために、例えばラベンダー園だけを見て1時間過ごして帰られるというよりも、2時間3時間楽しんでもらえるように、観光スポット

を一つのスポットとしてではなく、生薬の里、平場の森ですが、七滝の森、ラベンダー園等々をつなげた一つのストーリーとしてパッケージにしたほうが良いように思います。

以上の話は一例ですが、このように課をまたぐような横断的な取り組みで総合的に町の観光をデザインする場合に、農政課や商工観光交流課に加え、商工会や観光協会、または民間団体など、各課、各団体がまとまって一つの会として存在したり、会とまではいかなくても密な交流を図ることが必要だと考えますが、これまで以上に官民の連携を強化する予定はあるのか、それとも町とまちづくりの民間団体の距離感を大切にしていきたいと考えるのか、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

観光行政については、これまで町独自による観光PR、近隣市町村と広域による観光PRなどさまざまな形態で行っておりますが、近隣市町村の観光地に比べて、観光客の滞在時間が短い通過型観光となっていることが課題と認識しております。そのため、当町が有する四季折々の豊富で多様な地域資源を連携活用し、通過型観光から滞在型観光や体験型観光に移行させていくよう今年度から新たなプロジェクトに取り組んでいるところです。

例えば、七滝山はすぐれた水源涵養機能を持つ保安林であり、ブナやミズナラ、トチやケヤキなどの広葉樹が広がっております。そこで涵養された水が清水として湧き出し、六郷湧水群を形成するとともに、地域住民の生活のための生活水となっております。

このように、山と里がつながっているストーリーを体験型、環境学習型の観光として生かしたいほか、湧水や田園の風景といった自然、歴史民俗資料や坂本東嶽邸など、歴史や文化、温泉やラベンダー園といった癒し空間など、本町が有する地域資源を連携して活用できるよう、まさに議員がおっしゃるパッケージとして連携させる認識で今年度調査を委託しており、年度内にまとめることとなっております。その報告を踏まえ、来年度からは地域資源を具体的に連携活用していくよう、仮称ですが、美郷資源活用計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、こうした地域を活性化させる展開については、議員がご質問のような官民の連携についてはやはり大切であると私は認識しております。例えば、現在、別のプロジェクトですが、検討を重ねている町なかエリア活性化構想策定委員会でも、委員に商店主や地域活性化団体の関係者、あるいは町への移住者など、民間の方を委員としてお願いし検討を重ねているほか、昨年度も町の観光振興による交流人口拡大とそれに伴う経済活性化を図るため、町内の観光関連団体、

地域活性化団体等にお集まりいただき、検討委員会とワークショップを開催したところでした。

したがって、議員がご質問の町の観光を総合的に展開、推進していくためには、今後もまちづくりに意識と意欲のある民間団体からお力添えをいただくとともに、連携を強化しながら検討を実践していくことが大切と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時05分）